

平成 28 年度第 1 回多治見市介護保険運営審議会議事録

日 時：平成 28 年 7 月 7 日（木）

13:30～15:00

場 所：多治見市役所 本庁舎 4 階会議室

出席： 稲垣相子委員、小栗武仁委員、小池恭子委員、田中勇治委員、塚本直也委員、土岐たつ子委員、仲西直治委員、宮嶋勇委員、山中克仁委員、渡辺博貴委員
(アイエエ順)

欠席： なし

事務局： 瀬瀬福祉部長、杉村高齢福祉課長、春田リーダー、小栗リーダー、斉藤、加藤

- | | |
|------|---|
| 事務局 | 本日は、大変お忙しいところ、また大変お熱い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から平成 28 年度第 1 回多治見市介護保険運営審議会を開催します。
私は、会長が互選されるまで司会進行をいたします高齢福祉課長の杉村で
ございます。よろしくお願いします。
会議開催にあたりまして、福祉部長より挨拶を申し上げます。 |
| 福祉部長 | こんにちは。福祉部長の瀬瀬昭司でございます。大変お世話になります。介護保険運営審議会については、年 2 回ということで、この時期には決算について審議をいただき、もう 1 回は予算等についてご審議いただきます。今日は、制度改正や事業の報告などもさせていただいて、忌憚のない意見をいただきたいと思います。事務局の説明に対しご質問等をしていただければと思います。 |
| 事務局 | 次第に沿って進めさせていただきます。1 番の審議会の趣旨説明ですが、資料 1 に多治見市介護保険条例と多治見市介護保険条例施行規則の関係部分を抜粋してお送りさせていただきました。介護保険条例により本審議会を設置しており、市長の諮問に応じ介護保険制度に関する例規の制定や廃止、介護保険に関する予算や決算、介護保険に関する給付、事業、介護保険料などについてご審議をいただくものでございます。本審議会は委員の過半数で成立し、会長の席にはあらかじめ市長からの諮問書を置かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。2 番目の委員の委嘱ですが、本来なら委員の皆さまおひとりずつに委嘱状をお渡しするところでございますが、時間の関係もあり皆さまの席に配布させていただきました。3 番目の委員の自己紹介ですが、本日は委員委嘱後の初めての会議になりますので、委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いします。 |
| 委員 | —委員自己紹介— |
| 事務局 | 事務局側の紹介をさせていただきます。 |
| 事務局 | —事務局紹介—
それでは、5 番目の会長の互選につきまして、本日は委員委嘱後の最初の審議会になりますので、多治見市介護保険条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により、会長、副会長の選出をお願いしたいと思います。選出方法は同条第 2 項の規定により、委員のうちから互選するとなっておりますが、どなたか推薦等ございますか。 |

	事務局一任ということではよろしいでしょうか。それでは事務局からご提案させていただきます。会長に「仲西委員」にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
	—拍手あり—
	副会長に「小池委員」にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
	—拍手あり—
会長	それでは、ここからの進行は会長をお願いします。 一番メインになるのが予算、決算です。1期が3年ということになります。3年で一区切りという考え方です。今回決算に上がっております27年度はその1年目に当たります。3年分です。うまくいくように予算を組む。簡単に言いますと、1年目で少し予算が余る。2年目で大体同じになる。3年目が少し足りない。だけど1年目の余りがある。これで相殺して、うまくいくように行政の方が見ている。足りない分は基金の取り崩しとかで対応するのが例年の流れとなっています。
	諮問の内容は、決算の内容だけです。審議が通りますと会長名で署名します。次第のとおり議題と報告事項があります。
	なお、本日の会議につきましては公開されます。この会議は本日が第1回目です。多治見市情報公開条例第23条に基づき、この会議の公開非公開についてお諮りいたします。公開することではよろしいでしょうか。異義のある方みえますでしょうか。異義がないようですので、公開することにします。
事務局	議事録は、事務局で取りまとめの上、委員の皆さまに内容をご確認いただきます。ホームページに掲載する場合は、委員の名前は出さずにして公開します。メンバーは公開です。
会長	よろしい方は挙手をお願いします。 —全員挙手—
	それでは、議題1です。平成27年度介護保険事業特別会計決算状況について説明をお願いします。
事務局	—資料に基づき説明—
会長	事務局からの説明について、ご意見やご質問はありませんか。
委員	とりあえず第6期は安泰でしょうか。
事務局	あと2か年の推移を見ないとわかりません。
会長	先ほど報告ではうまく残せたという報告がありましたが、今の答えですと、トーンが低いですが。
事務局	次年度まで計算して出していますが、今回は偏りが見られなくなっていますので、試算はうまくいっているのかなと思いますし、若干マイナスとなっておりますので、この推移でいけば大丈夫だと思います。また、私どもの給付の適正化ということで、国保連からくる情報とかも活用し、適正給付といえますか、あまり手厚くなり過ぎないようにというところも含めて見ていきたいと思っています。
委員	多治見市全体の予算規模はどれくらいか。
事務局	一般会計で300億くらい。介護保険のほか上下水道も含め特別会計も同じくらいあり、全部で700億くらいだと思います。介護保険は今後減っていくことはなく伸びていく状況にあると思います。
委員	あと10年やっていけますか

事務局 多治見市だけに限らず、2025 年問題、非常に大きな山場になっていますので、具体的には次の第 7 期も見えていかないとはいけませんが、国もそれを考えていまして、特養の入所状況を試算したり、総合事業ということで市町村独自で考えていかないといけないこともあり、責任もついてくるということも含めて市がどうやっていくかっていうことが今問われています。

委員 今 5200 円ですね。市としてはどの程度までとか、そういうシミュレーションはありますか。

事務局 今持っているのは 3 年 1 期の計画しかないです。制度の変更とか全く先が読めないところがありますので、おおまかには 2025 年まで見せないといけな
いかかもしれませんけど、やはり 3 年というスパンで考えながらということがあります。

委員 包括支援センターが今 5 か所ありますね。来年度になると 6 か所になる。たとえば、10 万円の委託料を 5 か所で割る。来年度 1 か所増えると 10 万円を 6 か所で割ることになるのか、2 万円か 3 万円足して割ることになるのか。

事務局 1 か所あたりの包括の費用は変わらないので、包括のことだけ考えると、1 か所増えればその分増えます。一方で、多治見市の場合は、包括支援センターの他に市独自の高齢者支援センターという特別なものがありますので、そこについては包括の方に順番移行して行こうということで、その分については、減っていきます。その辺を上手に合わせながら事業を動かしていくということになります。総じて人件費などは増えていくことはあります。高齢者の方も増えていきますし、要介護・要支援の方の相談やプランニングなども増えていくので、ひとりあたりとして考えていくとその分だけ増やさないといけないので、5 か所になったから 5 か所分で終わるということではなくて、増える分についてはどうしても仕方ないところはあります。

委員 来年は北栄に地域包括支援センターが来るんですね。

事務局 最終的には大体 2 つくらいの小学校区を、全部で 13 校区ありますので、2 校区と 3 校区のところがあって、それで 6 か所です。

会長 市は徐々に手を引くのですか。今は市の職員がその業務をこなしているんですよね。相談とかされれば答える。それを今回、支援センターに全部出すということですね。

事務局 最初の窓口としては、包括が担当してくれますが、直接市に来られることもありますし、市は 6 か所の包括を指導しなければならないこともありますので、全部手を引くということではなくて、包括のいろんな機能を活用させていただきながら、全体としていろんな相談とかに対応していきます。相談はどこの包括に行っていたいただいてもいいです。地域に近いほうがいいので、6 か所に広げていきましたし、相談される方は自分がどこの包括かわからずに行かれますので、行けるとところに行っていたいただいて、市のほうに来られたら市で受けられることは市で受けて、包括ができることは包括にと、そんな形で整理してやります。

委員 低所得者とはどういう方をいうのですか。

事務局 第 1 段階から第 12 段階ということで、一番右が保険料の年額です。先ほど決算の説明のときに申し上げたのはこの第 1 段階、要は生活保護受給者の方が今 28,080 円ですけど、本来の保険料は 31,200 円であり、つまり、基準額×0.5 というのが本当の保険料の額ですが、そこから 10%ひいた金額 0.45 で

28,000 円ということで1割ほど減額しているというものです。その減額した分を一般会計から補填してもらっているというものです。

委員

今年の4月から通所介護のほうで小規模のデイサービスが地域密着の通所介護に変わったと思いますが、多治見市として総量規制はしないのですか。

事務局

総量規制はしません。ただ、特養みたいにベッド数で決まって、そこがほぼ100%埋まるという運営だとすると、上限がベッド数×人数×日数ということで確実に決まります。ところが、デイサービスというのは、計画に応じて利用開始日とかそれぞれ違うので、10 か所あれば1週間分の7かけていくということではなくて、Aさんには週3日、Bさんには毎日とか、そういうことに左右されることから、特養のようなベッド数に応じて確実に決まるというものではないので、その辺の規制ができる対象ではありません。ただ、誘導策として、市としてどうするかということは、実は各市町とも今非常に困っています。地域密着なので市外の人は絶対ダメですというところや、市外の方を受け入れるか受け入れないのかについて考えているところです。後の議題で、市としてはこう考えているということを申し上げますけど、参入されることについて規制するということではなくて、結果的に使い方によってそれなりの水準が決まっていくのかと思います。

委員

多治見市のデイサービスの件数ですが、多くて飽和状態だと思います。飽和状態で大きなデイサービスが参入しようとすることは少ないと思います。逆に小規模で、地域密着型というのは単価も高い、なおさら参入しやすい状態になっているのに、単価が高くて介護保険料がかかってしまうということになってしまうので、その辺考えられたほうがいいのかと思います。

事務局

今のご意見は、考え方の一つとして踏まえておくべきだと思いますが、在宅系のサービスである通所介護などについては規制していないのが現状です。

委員

介護認定の期間を2年で出す割合はどれくらいですか。

事務局

更新申請の半分くらいは2年という認定期間がでていると思います。

委員

自分が担当していると、結構1年で出ているケースが多く、同じ介護度で1年というのが結構見受けられるので、見直しで1年になってくると認定調査とか審査会の費用もかかってくるので、2年の割合が増えれば良いと思います。

事務局

更新申請に限って半分くらいです。新規申請とか区分変更ですと原則半年ですし、最大でも1年ということです。来年の4月から多治見市では総合事業が始まります。総合事業が始まりますと認定期間についても同時に見直しがあります。細かい話ですけど、今までですと要支援の方ですと更新は最長でも12か月ですが、総合事業が始まるのを機に要支援の方でも24か月ができるようになります。そういう意味では、来年の4月以降は2年ができるケースが増えてくると思います。

会長

それでは、平成27年度介護保険事業特別会計決算状況について採決します。ご異議のない方は挙手をお願いします。

—全員挙手—

全員一致ということで、この案件については事務局原案のとおり答申したいと思います。

本日の議題はこれだけになります。次に報告事項に入ります。「報告事項

事務局 会長	1. 平成 27 年度介護保険事業状況」について、事務局から説明をお願いします。 —資料に基づき説明— 事務局からの説明について、ご意見やご質問はありませんか。 ないようですので、次に行きます。「報告事項 2 多治見市介護保険条例の改正」について、事務局から説明をおねがいします。
事務局 会長	—資料に基づき説明— 事務局からの説明について、ご意見やご質問はありませんか。 ないようですので、続いて「報告事項 3 介護保険制度の改正」について、事務局から説明をおねがいします。
事務局 会長	—資料に基づき説明— 県の指定から市町村単位の指定に変わるとありますが、指定というのはどういうことですか。どこを使いなさいという指定なのか、ここで介護施設を作りたいというときにも及ぶものですか。
事務局	指定することによって介護保険のサービスとして利用できるようになります。
委員	利用者側からしたら多ければ多い方がいい。でも市としては減らした方がいい。
会長	利用者の取り扱いになっているという考えがありますか。足りないという意見もあります。
委員 事務局	多治見市民は恵まれている環境にあります。 当初施設が少なかった頃はそこしか行くところなかったので、地域でも近いところしか行けないという時代でしたが、それから十数年たってみると、自分の行きたいところ、自分の今の状況に応じて使いたいところ、あるいは、ケアマネさんやいろんな先生方も含めて、この方にはこういうところに行くといいだろうということで、選べるようになってきました。その方の必要に応じて使えるところが増えたということはいいいことだと思います。ただ、総量として、介護保険を使う方がだんだん増えてきますし、その分、保険料も上がるということも考えると、どこかで総量規制的なことを考える必要がある日がくるかもしれません。それと、その半分を占める地域密着型については、市が指定できる権限ができた。しかも、ある市は、市外利用は全てだめです、市民の方は市内だけですとか、地域密着型の制度をその理念のとおり運用する市もあれば、逆に、そんなにデイサービスがないので、市内の人も外に出ていかなければ使えないので、同意がもらえれば基本的に指定しますという市もあります。結果的に全国的にも近隣においても答えが出てきてないところですが、とりあえず、今回については、お話したように、わざわざ市外に出ていくほど多治見市のデイサービスがないわけではないので、市内の人は地域密着型を利用するのであれば市内で使っていただき、多治見市外から使いたいという要望については、余裕があるうちは特段の事情があれば指定していただいても構いませんということです。ただ、今後また状況も変わってくるかもしれませんので、次の 7 次計画のときには、在宅サービスを含めてどうしていくかを決めていく必要があります。
委員	これだけデイサービスがあって、多治見市は恵まれています。保険料が 5,200 円でやれているのは、逆に言うといいということです。5,200 円ではやっ

ていけない、上げないとやっていけないとか、まわりより高くなってしまう状況になってくると、市がイニシアティブをとって適正な量を考えていく必要があると思います。

会長

前回、全国的にみてどうかということに対し、まだわかりませんということでしたが、今日のお話を聞くと平均よりも安いということは、うまくやれているのだと思います。大すぎるという意見の説得力はちょっと弱いなど思っていていました。

委員

結局、サービスを選ぶのは利用者ですけど、利用者はわからないので、今誰がそれを担っているかっていうとケアマネさんです。結局ケアマネさんがどれだけの情報量を持っていて、自分の担当の利用者さんはこのデイサービスという振り分けはケアマネさんが行っています。それだけ多治見市はしっかりしているというふうにみていいし、この57か所あるっていうのも異常です。だけど、それは自由競争の中で、淘汰されていくと思っていますし、サービスがいいところは残っていくと思っています。実態として居宅サービスの方向に国も市も傾いていますが、入所施設が空いています。

委員

当然、施設を新しく作るとは保険料に影響します。新たに施設整備がなければいい水準に抑えられますが、どうしても施設が必要ということで施設を整備する必要があるという話になれば保険料に影響します。

委員

地域密着になると、運営推進会議をすることになります。デイサービスは半年に1回で決まりですか。

事務局

標準的にはそれで指導していく方向で、今順番にできるところから進めだしています。

会長

それぞれの立場でそれぞれの意見がおありのようです。そこを市がうまくやってみえます。ただ、みなさんが懸念されるのは、どんどん通していくと次のときにどんでもない額になるぞと、そうならないように考慮してくれと。増えたからいくらになりますとにならないようにお願いします。安くやれているのはなぜかという意見もありましたけど、やれているわけですからいいことだと思います。一番心配なのは今後のことです。試算しながらお願いします。

報告事項については、これで終了します。その他について、事務局お願いします。

事務局

次回の審議会は、基本的には年間2回ですが、条例等重要な案件が出ましたらまた開催するかもしれませんが、まだ次回が決まっていないので、決まり次第ご連絡差し上げますのでよろしくお願いいたします。例年は2月くらいです。

会長

それでは、これをもちまして平成28年度第1回介護保険運営審議会を終了します。ありがとうございました。